

番号	認定年度	事例番号	傷病名	事例タイトル	回体区分	職員の区分	死亡年齢	災害発生年月	概要	備考
1	2007		悪性胸膜中皮腫	30年以上前に石綿耐火被覆鉄骨柱の耐火性能試験に従事しており、悪性胸膜中皮腫により死亡する		係長	80歳代			
2	2008	2008-29	悪性胸膜中皮腫	石綿管敷設工事の担当者が悪性胸膜中皮腫で死亡する	都道府県	電気・ガス・水道事業職員	70歳代	平成3年3月	昭和27年から水道局に勤務し主に石綿管の敷設作業に携わっていた。この作業は石綿セメント管を含む水道管の配管及び撤去作業における工事現場監督業務であり、長年従事していたため、管の切断・成形作業に伴い発生する石綿粉じんをばく露した可能性が高く、石綿労災基準に相当するものと認定された。	
3	2008	2008-30	右肺悪性胸膜中皮腫	吹付材から飛散した石綿にばく露し右肺悪性胸膜中皮腫で死亡する	都道府県	電気・ガス・水道事業職員	50歳代	平成13年6月	昭和42年から水道局に勤務し主に処理場の監視や点検業務に携わっていた。当時の処理場では、アスベストを含有した配管等のハッキン類の交換作業に従事しており、当該作業時にはアスベストの直接手で触っていたため、ばく露する危険性は非常に高い。また、処理場の送風機室や脱水機室などの天井や壁にはアスベスト含有の建材が使用されており、表面の劣化等で室内には有害な浮遊石綿が発生していた状態であることが推定され、職務従事状況及び勤務環境等から判断すると石綿基準に相当するものであったと認められた。	
4	2008	2008-31	胸膜中皮腫	清掃車修理業務で部品の一部に使用されていた石綿に曝露する	市町村等	清掃事業職員	80歳代	平成16年7月	退職までの13年間にわたり従事した清掃車修理業務において、ブレーキライニングに使用されていた石綿にばく露したことから中皮腫を発症し死亡する。	安全・衛生対策 1 作業時における保護具着用の徹底を指導し周知した。 2 部品を代替品に変更するとともに、作業場の建て替えの際には換気等の作業環境を改善した。 3 自動車整備担当者には、退職まで石綿健康診断を年2回実施することとした。 4 石綿に関する講演会を実施した。
5	2009	2009-26	胸膜中皮腫	建築物の管轄工事監理業務において石綿粉じんをばく露する	市町村等	その他の職員	60歳代	平成19年8月	昭和38年7月から平成5年3月まで在職していた元職員が胸膜中皮腫により死亡する。 在職中に、昭和39年頃より同51年頃までに関わり建築物の管轄工事の工事監理業務に従事しており、アスベスト含有材料の切断による粉じんが立ち込める作業現場での施工方法の確認・打ち合わせ中に、飛散したアスベストを吸引したと考えられる。さらに工事監理業務のために工事で概ね週2回、1日当たり平均2時間程度、工事現場に滞在していたことを踏まえ、こうした工事監理業務時に石綿粉じんをばく露する蓋然性が高かったものと推定され、職務状況及び勤務環境等から判断して石綿労災基準に相当するものであったと認められた。	安全・衛生対策 1 所管する公共施設を調査し、全箇所成分分析及び対応措置を完了した。 2 アスベストの取扱については、環境庁大気保全局大気規制課長通知「建築物の改修・解体に伴うアスベストによる大気汚染防止について」等を遵守し、適切に措置している。 3 現在使用されている吹付けロックウールにはアスベストは混入されていない。
6	2009	2009-27	悪性胸膜中皮腫	電気設備配線工事の工事監理業務において石綿粉じんをばく露する	市町村等	その他の職員	40歳代	平成15年6月	昭和53年4月から平成15年12月まで在職していた職員が悪性胸膜中皮腫により死亡する。 在職中に、昭和53年頃より同60年頃までに関わり公共施設の新築工事等にかかる電気設備工事の設計及び工事監理業務に従事しており、アスベスト含有建材の切断による粉じんが飛散していたとされる作業現場環境で、工事の進捗状況の確認・電気設備の敷設状況の確認等をほぼ毎日数時間程度行っている間に、飛散したアスベストを吸引したことが考えられる。 こうした職務状況及び勤務環境等から総合的に判断して石綿粉じんをばく露した蓋然性が高かったものと認められ、石綿労災認定基準に相当するものであったと認められた。	
7	2009	2009-28	悪性中皮腫	配水管の漏水修繕業務において石綿粉じんをばく露する	市町村等	その他の職員	60歳代	平成18年8月	昭和47年7月から平成16年3月まで在職していた元職員が悪性中皮腫により死亡する。 在職中に、昭和56年4月から同57年3月までに関わり配水管の漏水修繕工事、緊急事故対応の補助業務及び水道施設の点検業務に従事しており、1週間0～2回で年間20回程度、石綿セメント管の配水管の漏水現場においてエンジンカッターで石綿管を切断する作業を行っていた。 当該作業の際には、防護マスクを着用しておらず、また、切断作業中は狭い掘削穴の中に石綿が充満しており、飛散した石綿を近距離で直接吸引するような状態であったと認められることから、当該作業を通じて相当程度石綿にばく露していたものと認められた。	
8	2009	2009-29	肉腫型悪性胸膜中皮腫	配水管の敷設業務において石綿粉じんをばく露する	市町村等	電気・ガス・水道事業職員	80歳代	平成21年2月	昭和30年4月から昭和58年4月まで在職していた元職員が肉腫型悪性胸膜中皮腫により死亡する。 在職中に、昭和33年2月から同41年7月までに関わり配水管の切断・接続等、配水管の敷設に関与するすべての作業に従事しており、作業量は、昭和30年代前半は1日に石綿管が3本、同30年代後半は1日5本から6本であった。 また、作業場所の状況については、深さ約1メートル50cm、幅約1メートルの穴の中ですべて作業を行っており、石綿管を切断すると粉じんが巻き起り、穴全体が粉じんで覆われる状況であったとされている。 こうした職務状況及び勤務環境等から判断して石綿労災基準に相当するものであったと認められた。	
9	2010	2010-14	悪性胸膜中皮腫	水道管の修繕工事において石綿粉じんをばく露する	市町村等	その他の職員	70歳代	平成20年3月	昭和38年1月から平成6年3月まで在職していた元職員が悪性胸膜中皮腫により死亡する。 在職中の昭和53年7月から同58年3月までの間、業務において石綿水道管の修繕を行った。水道管の破裂は月2～3回と多い状況の中、防護マスクの着用なしに、エンジンカッターで、石綿管の切断作業を行っていた。こうした職務状況及び勤務環境等から判断して石綿労災認定基準に相当するものであったと認められた。	
10	2010	2010-15	悪性胸膜中皮腫	体育館の天井・側面に吹き付けられた石綿粉じんをばく露する	都道府県	義務教育学校職員	50歳代	平成13年10月	昭和43年4月から在職していた職員が悪性胸膜中皮腫により死亡する。昭和48年4月から同51年3月まで勤務していた小学校の体育館の天井・側面に石綿が吹き付けられ、体育教員であった被災職員の勤務状況から判断して、石綿曝露作業に相当する業務に従事していたと認められた。	
11	2011	2011-13	悪性胸膜中皮腫	水道施設の配水管漏水作業及び作業の監督時に石綿曝露	市町村等	その他の職員	70歳代	平成22年6月	昭和34年から平成4年までの間、水道部において水道施設の維持修繕業務で配水管漏水作業及び作業の指導監督を行い、石綿に曝露し発症した。	安全・衛生対策 毎年度地域を2ブロックに分けて担当者会議を開催しており、その中で所属に対して注意喚起等を行っている。
12	2011	2011-14	悪性胸膜中皮腫	水道課にて石綿管切断等に従事したことによる石綿曝露	市町村等	電気・ガス・水道事業職員	70歳代	平成22年11月	水道課において昭和30年～昭和54年頃まで石綿管切断等に従事したため中皮腫を発症した。	
13	2011	2011-15	悪性胸膜中皮腫	水道課にて石綿管切断等に従事したことによる石綿曝露	市町村等	電気・ガス・水道事業職員	60歳代	平成20年12月	過去に行った水道管の石綿製品切断等の加工作業により、悪性胸膜中皮腫を発症した。	安全・衛生対策 水道管の石綿製品の取扱いを停止し、これまでの従事者には公費で健康診断を受診させている。
14	2011	2011-16	悪性胸膜中皮腫(上皮型)	水道課にて漏水調査や破損の修理に従事したことによる石綿曝露	市町村等	電気・ガス・水道事業職員	60歳代	平成23年8月	昭和43年から昭和59年まで、水道課で漏水調査や破損部分の修理を年平均5件から10件行っていた際、石綿曝露により悪性胸膜中皮腫(上皮型)を発症した。	
15	2011	2011-17	悪性胸膜中皮腫	建物の調査・設計・工事管理に従事したことによる石綿曝露	市町村等	その他の職員	70歳代	平成19年7月	昭和28年の採用時より、建築物の調査・設計・工事管理の業務に従事し、学校の講堂や体育館の天井裏に多用されていたアスベストが解体作業の立ち会いの際に飛散したことにより被災した。平成18年1月より体調を崩し、同年11月に「悪性胸膜中皮腫」と診断され、平成19年7月に同病により死亡した。	
16	2012	2012-09	肺癌	自動車整備業務に従事したことによる石綿曝露	都道府県	その他の職員	60歳代	平成21年2月	清掃事業所で35年間、清掃車輛の整備に従事し、石綿を含み粉塵に曝露したため、肺癌を発症した。	訂正履歴 清掃事業所で35年間、清掃車輛の整備に従事し、石綿を含み粉塵に曝露したため、悪性胸膜中皮腫を発症した。 一肺癌を発症した。
17	2012	2012-10	悪性胸膜中皮腫	家屋破壊活動等に従事したことによる石綿曝露	市町村等	消防職員	50歳代	平成20年8月	消防職員として火災防ぎょ活動時の家屋破壊活動、消防学校のボイラー点検業務、阪神・淡路大震災の救助活動等で石綿に曝露し、悪性胸膜中皮腫を発症した。	安全・衛生対策 健康診断の実施及び防護マスクの配付を行った。
18	2012	2012-11	右原発性肺癌	水道課にて石綿管切断等に従事したことによる石綿曝露	市町村等	電気・ガス・水道事業職員	70歳代	平成19年9月	昭和47年から平成4年まで石綿を使用した水道管の切断等の業務に従事していたため、右原発性肺癌を発症した。	安全・衛生対策 希望者に対して定期健康診断時に石綿健診を実施。
19	2013	2013-10	悪性胸膜中皮腫	配水管修繕業務に従事したことによる石綿曝露	都道府県	電気・ガス・水道事業職員	60歳代	平成23年11月	昭和46年から昭和57年まで水道技師として石綿セメント管を含む配水管修繕業務に従事していたため、悪性胸膜中皮腫を発症した。	
20	2013	2013-11	左胸膜肉腫型中皮腫	石綿管切断作業に従事したことによる石綿曝露	市町村等	電気・ガス・水道事業職員	70歳代	平成22年5月	昭和32年から平成8年までの間、水道局において石綿管切断作業等に従事していたことにより、左胸膜肉腫型中皮腫を発症した。	安全・衛生対策 平成15年度まで石綿水道管を鍍鉄管に布設している。かつて石綿管布設等の業務に従事し、現に使用している職員については、石綿健康診断を実施している。既に退職した職員については、健康管理手帳による健康診断の周知等を行っている。
21	2013	2013-12	悪性胸膜中皮腫	庁舎解体作業の立ち会い業務等に従事したことによる石綿曝露	市町村等	消防職員	60歳代	平成21年12月	昭和44年より市消防局において、消火・救助活動業務、石綿が使用された消防学校庁舎における教習業務、消防庁舎の解体作業等への立ち会い業務等に従事していたことにより、悪性胸膜中皮腫を発症した。	安全・衛生対策 消防活動及び検査・査察時に必要に応じて、防じんマスク等の保護具を着用している。
22	2013	2013-13	悪性胸膜中皮腫	建物の増改築による石綿ばく露	都道府県	義務教育学校職員	60歳代	平成14年11月	増改築を行っていた複数の小学校に勤務していたため、アスベストによる悪性胸膜中皮腫を発症した。	訂正履歴 (指摘前)長年にわたって小学校の増改築に従事していたため、アスベストによる悪性胸膜中皮腫を発症した。 (指摘後)増改築を行っていた複数の小学校に勤務していたため、アスベストによる悪性胸膜中皮腫を発症した。
23	2014	2014-08	悪性胸膜中皮腫	石綿管の修繕及び取替作業に従事したことによる石綿曝露	市町村等	電気・ガス・水道事業職員	60歳代	昭和62年5月	石綿管の修繕及び取替作業に従事し、石綿粉じんを吸い込んだことにより、悪性胸膜中皮腫を発症した。	
24	2014	2014-09	びまん性胸膜中皮腫	水道管切断等の水道工事に従事したことによる石綿曝露	都道府県	その他の職員	50歳代	平成9年9月	昭和38年4月から昭和49年3月まで及び昭和51年4月から昭和60年12月までの間、水道管の切断等の水道工事に従事したことにより、びまん性胸膜中皮腫を発症した。	安全・衛生対策 石綿セメント管の切断等の作業を行うときは、防じんマスクを使用し、石綿粉じんの発散を防止するため、周りを囲ったり湿潤状態にするよう指導している。
25	2014	2014-10	びまん性胸膜肥厚	環境工場破砕棟内の清掃作業に従事したことによる石綿曝露	市町村等	清掃事業職員	70歳代	平成19年11月	環境工場破砕棟内の清掃作業に従事し、石綿を含み粉じんを吸い込んだことにより、びまん性胸膜肥厚を発症した。	安全・衛生対策 職員が被災した建物は既になく、他の市有施設の石綿についてはすべて対処済みである。また、同書で同様の業務に従事した職員については、退職者も含めて特殊健康診断を実施している。
26	2014	2014-11	胸膜中皮腫	水道管の維持補修業務に従事したことによる石綿曝露	都道府県	その他の職員	80歳代	平成24年10月	昭和39年から昭和63年までの間、石綿管を含む水道管の維持補修業務に従事していたことにより、退職後に胸膜中皮腫を発症した。	
27	2015	2015-16	悪性胸膜中皮腫(肉腫型)	水道管の切断作業に従事したことによる石綿曝露	市町村等	電気・ガス・水道事業職員	70歳代	平成26年8月	カッターで水道管を切断し、粉じんを吸い込みながら作業を行っていたため、悪性胸膜中皮腫を発症した。	安全・衛生対策 事例紹介により同様の災害の未然防止に努める。
28	2015	2015-17	左悪性胸膜中皮腫	水道管の修繕作業に従事したことによる石綿曝露	市町村等	その他の職員	70歳代	平成27年3月	被災職員は、簡易水道の石綿管の修繕業務に従事していたが、当時は石綿の発がん性を知らず、マスク等装着せずに作業していたため、左悪性胸膜中皮腫を発症した。	安全・衛生対策 健康診断を実施している。